



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

国民年金保険料は、所得税および住民税において全額が社会保険料控除の対象になります。
控除の対象となるのは、令和6年1月から令和6年12月までの納付額全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。
なお、社会保険料控除を受けるためには、令和6年中に納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、年末調整や確定申告を行う際にご使用ください。

	対 象 者	送付方法	送 付 時 期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	郵送	令和7年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和7年1月下旬

【控除証明書に関する問い合わせ先】

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6630-2525をご利用ください。

受付時間 月～金曜日 8時30分～19時 第2土曜日 9時30分～16時

※土（第2土曜日を除く）・日・祝日、12月29日から1月3日まではご利用いただけません。



令和6年12月2日から、国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の新規発行が終了します

令和6年12月2日に、現在の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに変わります。12月2日以降は、健康保険証の新規発行や再交付を希望される方、有効期限を迎える方については、マイナ保険証利用登録状況によって、次の書類が交付されます。**なお、令和6年12月1日までに発行された被保険者証は、原則記載の有効期限までご使用いただけます。**

12月2日以降に国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入または被保険者証の記載事項に変更がある場合

マイナ保険証をお持ちでない方 資格確認書を交付します。

健康保険証に代わり、医療機関等へ提示するための書類となります。
資格確認書は、自己負担割合などの健康保険資格情報が記載されています。健康保険証に代わり、医療機関等へ提示することで保険診療を受けることができます。

マイナ保険証をお持ちの方 資格情報のお知らせを交付します。

ご自身の健康保険資格情報を確認するための書類となります。また、マイナ保険証が利用できない医療機関等でマイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

後期高齢者医療保険に新たに加入される方

令和7年8月の年次更新までは、暫定的な運用として、マイナ保険証利用登録の有無にかかわらず、資格確認書を交付します。

国民健康保険加入の方へ マイナ保険証に変わっても、就職等により社会保険や国保組合の資格を取得された場合は、**窓口にて国民健康保険の脱退手続きが必要です。**自動的に資格喪失されませんのでご注意ください。

▶ **国保医療年金課** 国民健康保険について（☎64・3149）、後期高齢者医療について（☎64・3240）



マイナンバーカードのお受け取り忘れていませんか？ ～申請したまま受け取られていない方へ～

未受け取りのマイナンバーカードは、交付通知書を発送してからおおむね1年で保管期限が満了しますので、お早めにお受け取りいただき、健康保険証の利用登録手続きを行ってください。

交付予約・問い合わせ先 市民課マイナンバーカード特設窓口（☎64・3123）、 地域振興課（☎75・0253）
 地域振興課（☎72・2523）、 地域振興課（☎322・1451）



SNS上の投資グループによるFX取引トラブルに注意！

SNSやインターネット広告、SNSで知り合った人からの紹介などをきっかけに投資グループに誘われ、FX取引を持ち掛けられるという新たな詐欺の手口が目立つようになってきます。投資グループ内での指示通りに、指定された個人名義の口座に次々とお金を振り込ませお金をだまし取るという手口です。確実に儲かるという話には注意が必要です。

トラブルにあわないためには、インターネット・SNS上の投稿や広告を安易に信用せず、「簡単に儲かる」などの甘い言葉に流されないようにしましょう。また、振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください。必ず金融商品取引業の登録の有無を確認し、無登録業者との取引は行わないでください。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センターなどへ相談しましょう。

おかしいな？困ったな？ご相談は ▶ たつの市消費生活センター（商工振興課内 ☎64・3250）



消防最前線

224

▼西はりま消防組合たつの消防署（☎63・3511）

11月は予防月間！！

11月に秋季全国火災予防運動が実施されます。災害に対する予防をご家族で行いましょう。

住宅の防火対策 「住宅用火災警報器」 点検していますか？

- ・年に2回は点検しましょう。
- ・点検は本体のボタンを押すか紐を引く。
- ・正常な場合は、正常音が鳴ります。反応しない場合は交換をしましょう！
- ・設置から10年以上の場合、交換しましょう！



ご家庭に「住宅用消火器」はありますか？

初期消火として非常に効果的な消火器ですが、一般住宅向けの小型で軽

急な寒さに備えて

異例な残暑が続いた今年の夏、「全国各地で、観測史上最も遅い猛暑日」という言葉をよく耳にしました。

しかし、季節は変わり、これからは冬の寒波に備えなければなりません。冬場におこりやすい事故や病気について、お伝えします。

注意

喉や気管支に異物が詰まる事故です。冬に食べる餅が原因となることもあります。子どもや高齢者が食べる際は「小さく切る」「よく噛んでから」「二度に多く口に入れない」など、注意をしましょう。

ヒートショック

温度の急激な変化で血圧が急変すること等が原因と考えられ、暖かい部

量な住宅用消火器があります。いざという時に備え、設置をご検討ください！



予防救急

救急車で搬送された事例の中には、注意を払うことで未然に防げたかもしれないものがあります。このような、注意することでケガを未然に防ぐことを予防救急といいます。日頃から事故予防への意識を高めることで事故にならないように注意し、予防救急に協力よろしく願います。



2024年1月1日からの 市内の災害状況		10月20日現在
火災	15件	
救急	3,252件	
救助	51件	
災害情報案内（自動音声案内） ☎0791・76・7150		
休日・夜間病院案内（自動音声案内） ☎0791・76・7160		

